

答 申 書  
( 答申第 6 1 号 )  
平成 1 5 年 7 月 2 9 日

---

1 審査会の結論

北海道警察本部に係る平成 5 年度から平成 8 年度までの食糧費の支払に関する支出証拠書類を非開示としたことについて、実施機関等が当審査会で主張を変更をした後も非開示とする部分を非開示とすることは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨  
別紙 1 のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成 5 年度から同 8 年度までの北海道警察本部、北海道警察学校、各方面本部及び各警察署(ただし、札幌方面栗山、夕張、滝川、門別及び静内警察署を除く。)における食糧費の支払に関する支出証拠書類(債権者の請求書を含む。)である。

平成 5 年度の警察本部については、食糧費の支出に当たって支出命令書が用いられ、平成 6 年度以降は、財務会計トータルシステムが導入されたことにより支出負担行為兼支出命令書が用いられている。

警察学校及び各警察署では、前渡資金支払決定書が用いられている。

支出命令書、支出負担行為兼支出命令書又は前渡資金支払決定書(以下これらの文書を「命令書等」という。)は、支出する内容等によって、請求内訳書、科目仕訳書(甲・乙)、科目明細書(甲・乙)などが併せて用いられ、さらに、請求書が添付される。

なお、各方面本部では、食糧費の支払実績はなかったものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書に北海道情報公開条例(平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項第 3 号に規定する非開示情報(以下「3 号情報」という。)が記録されていることを理由として非開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る別紙 2 の 36 件の異議申立てはいずれも同一人からの開示請求であって、平成 5 年度から平成 8 年度までの食糧費に係るものであるから、当審査会は併合して審議することとした。

イ 平成 14 年 7 月 22 日に開催された北海道情報公開審査会第二部会において実施機関及び参加人である北海道警察本部(以下「実施機関等」という。)は、本件公文書に記録されている情報がすべて非開示情報に該当する旨の当初の主張を変更し、その後、平成 14 年 9 月 3 日及び平成 15 年 1 月 24 日に開催された同部会においても主張の一部をさらに変更した。それら変更後の主張を整理すると、別紙 3 のとおりとな

る。

異議申立人は本件処分の取消しを求めているものであるが、異議申立人が平成14年8月19日付けで当審査会に提出した意見書によると、「時期情報の非開示について異論を唱えるものではない」としており、事務局で異議申立人に対しその真意を確認したところ、本件公文書に記録されている情報のうち弁当代の警衛・警護・警備実施訓練（以下「警衛等訓練」という。）に係る登録年月日、支払希望年月日、受理（請求）年月日、執行（開催）年月日、支出命令確認欄及び確認年月日（以下これらの情報を「時期情報」という。）に関する異議申立てを取り下げる旨の書面の提出があった。

当審査会は、これらの経緯を踏まえ、実施機関等が主張変更後も非開示を維持するとしている部分のうち異議申立人が異議申立てを取り下げた部分を除いたものについて、その妥当性を判断することとした。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当する旨定めている。

イ 実施機関等は、主張変更後、命令書等に請求書が添付されている場合の当該請求書に記載されている請求書作成者（担当者）の氏名及び印影について、1号情報に該当するとして非開示としている（ただし、債権者名が開示で、請求書作成者が同一人の場合は、開示する。）が、これらが開示されると、特定の個人が識別され、当該個人が特定の業者の従業員であることが明らかとなり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから1号情報に該当する。

したがって、請求書作成者（担当者）の氏名及び印影については、債権者名が開示され、請求書作成者が債権者の代表者又は同一人の場合を除いて非開示とすることが妥当であると判断する。

(4) 3号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第3号は、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報を非開示とする旨定めている。

イ 債権者等に関する情報について

(ア) 実施機関等は、本件公文書に記録されている情報のうち弁当代の捜査活動、警衛・警護・警備実施（以下「警衛等実施」という。）及び警衛等訓練並びに夜食・補食の捜査活動及び警衛等実施に係る債権者の住所、社名、氏名、印影、電話番号、郵便番号、債権者コード、振込先銀行名、振込先銀行支店名、預金種別及び口座番号（以下これらの情報を「債権者等情報」という。）について、これらの情報が公になると、秘匿を要する警察活動に従事する警察職員に支給される弁当の供給業者が特定され、警察活動の妨害や証拠隠滅等を企図する個人・団体等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ警察の態勢等（捜査の場合：捜査体制、着手時期・期間、対象地域、活動拠点等）が察知され

るおそれがあるので、3号情報に該当する旨主張する。

(イ) この点について検討するに、債権者等情報が開示されると、捜査活動などに従事する警察職員に支給される弁当の供給業者が特定されることとなり、警察活動の妨害や証拠隠滅等を企図する個人・団体等から、当該弁当供給業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、警察の態勢等が察知されるおそれがあるという実施機関等の主張は否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるので、債権者等情報は、3号情報に該当するものと判断する。

#### ウ 請求書の作成者に関する情報

実施機関等は、本件公文書に記録されている情報のうち弁当代の捜査活動及び警衛等実施並びに夜食・補食の捜査活動及び警衛等実施に係る請求書作成者の氏名及び印影について3号情報に該当し非開示とする旨主張する。

既に、この点については、(3)のイで1号情報に該当し非開示が妥当である旨判断しているので、改めて3号情報に該当するかどうかを判断するまでもないものと考ええる。

#### エ 留置人食糧費に関する情報

(ア) 実施機関等は、本件公文書に記録されている情報のうち留置人食糧費の債権者等情報並びに請求書作成者(担当者)の氏名及び印影について、これらの情報が公になると、特定所属の留置室に収容されている被留置人に支給される弁当の供給業者が特定されることから、特定の被留置人に危害を加えようとする者や当該被留置人の逃走を企てる者、あるいは証拠隠滅等を図ろうとする共犯者等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、弁当に隠語による伝言細工や異物、危険物等の混入等が行われるおそれがあり、3号情報に該当し、非開示とする旨主張する。

(イ) 留置人食糧費の特殊性を考慮すると、これらの情報を開示することにより、特定所属の留置室に収容されている被留置人に支給される弁当の供給業者やその従業員が特定されることから、特定の被留置人に危害を加えようとする者や当該被留置人の逃走を企てる者、あるいは証拠隠滅等を図ろうとする共犯者等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、弁当に隠語による伝言細工や異物、危険物等の混入等が行われるという実施機関等の主張は否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるので、留置人食糧費の債権者等情報並びに請求書作成者(担当者)の氏名及び印影については、3号情報に該当するものと判断する。

#### オ 金額に関する情報について

(ア) 実施機関等は、本件公文書に記録されている情報のうち弁当代の警衛等実施及び警衛等訓練(以下「警衛・訓練等」という。)並びに夜食・補食の警衛等実施に係る本科目の支払(仕訳)金額、請求総額、兼支出命令額・請求総額、数量、品名毎の金額、小計額、科目明細書(甲)の支払金額及び科目明細書(乙)の金額(以下これらの情報を「金額等情報」という。)について、これらの情報が公になると、個別の警衛実施等の態勢や対処能力等が明らかとなり、テロ等の犯罪を企図する者が態勢の間隙をぬって犯罪を敢行したり、さらには、将来の犯行を

容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあり、3号情報に該当し、非開示とする旨主張する。

- (イ) 実施機関等の主張の変更により、単価等、金額等情報に関連する情報が開示されることとされており、これらに加えて金額等情報を開示すると、数量などから当該事案に出動した人員等が割り出され、どの程度の人員が関与していたかが明らかとなると認められる。このことにより、同種の事案等の警察の動員力が推測され得ることとなり、テロ等の犯罪を企図する者が、今後の警察活動に対する対抗措置を取ることを容易にするものであるという実施機関等の主張は否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるので、金額等情報は、3号情報に該当するものと判断する。

カ その他の情報について

- (ア) 実施機関等は、本件公文書に記録されている情報のうち弁当代及び夜食・補食の捜査活動に係る摘要欄に記載されている個別の事件名について、これらの情報が公になると、特定の所属において、特定の事件の捜査が行われたことや又は行われていることが明らかとなり、犯罪を敢行した者が、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあり、3号情報に該当し、非開示とする旨主張する。

また、捜査活動について、事件名を非開示とすれば、原則非開示である時期情報及び金額情報については本件に限り開示とするとしている。

- (イ) 当審査会は、事件名について対象公文書のサンプル等を見分し検証したところである。それを踏まえて検討するに、事件名が開示されると、部局名が開示されていることから、捜査本部の置かれている警察署名が分かり、これらの情報を組み合わせることにより特定の所属で特定の事件の捜査が行われたことや行われていることが明らかとなり、犯罪を敢行した者が、証拠隠滅等の対抗措置を講じるという実施機関等の主張は否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるので、本件について事件名は、3号情報に該当するものと判断する。

なお、事件名を非開示とすれば、時期情報及び金額情報を本件について開示するという点については、開示すること自体は、条例の趣旨等に照らして妥当なものと考えられる。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年8月25日 ----- 平成10年8月26日 ----- 平成10年10月29日 ----- 平成10年11月11日	<p>諮問書の受理</p> <p>諮問実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書非開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し）の提出</p>
平成10年9月1日 （第4回全体審査会）	新規諮問事案の報告2件（整理番号1及び2）
平成10年11月4日 （第6回全体審査会）	新規諮問事案の報告16件（整理番号3～18）
平成10年12月1日 （第7回全体審査会）	新規諮問事案の報告15件（整理番号19～33）
平成11年1月13日 （第8回全体審査会）	<p>新規諮問事案の報告3件（整理番号34～36）</p> <p>北海道警察本部に係る同一の異議申立人からの他の諮問事案とあわせて審議進行をすることを確認</p>
平成13年4月23日 （第38回全体審査会）	条例の一部改正により、北海道警察本部が事案関係者から参加人となる。
平成13年9月10日 （第43回全体審査会）	本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成13年9月28日 （第二部会）	審議
平成14年7月22日 （第二部会）	<p>実施機関から「食糧費に係る支出証拠書類の非開示項目及び非開示理由について」と題する書面の提出</p> <p>参加人から「食糧費執行目的別開示基準表」と題する書面及び食糧費・支出証拠書類の非開示項目及び非開示理由」と題する書面の提出があり、これまでの主張を変更した。</p> <p>審議</p>

年 月 日	処 理 経 過
平成14年9月3日 (第二部会)	参加人から「食糧費執行目的別開示基準表(一部変更)」と題する書面の提出 審議
平成14年9月27日 (第二部会)	異議申立人から意見書(平成14年8月19日付け)の提出 参加人から意見書の提出 審議
平成14年11月26日 (第二部会)	審議
平成14年12月2日 (第二部会)	審議
平成15年1月24日 (第二部会)	参加人から「食糧費執行目的別開示基準表(一部変更)」と題する書面の提出 審議
平成15年2月21日 (第二部会)	審議
平成15年4月8日 (第二部会)	審議
平成15年5月15日 (第二部会)	審議
平成15年6月9日 (第二部会)	審議
平成15年6月20日	異議申立人から異議申立一部取下書の提出
平成15年6月30日 (第二部会)	審議
平成15年7月14日 (第二部会)	審議
平成15年7月28日 (第53回全体審査会)	答申案審議
平成15年7月29日	答申

## 別紙 1

### 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- (1) 平成10年5月21日～平成10年9月3日 本件開示請求
- (2) 平成10年6月3日～平成10年9月16日 本件開示請求に対する公文書非開示決定
- (3) 平成10年8月3日～平成10年10月21日 本件異議申立て
- (4) 平成15年6月20日 本件異議申立ての一部取り下げ

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を撤廃するという決定を求めるというものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人には、道民の安全と秩序を維持するための警察活動が、着実に実施・履行されているかどうかを知る権利がある。また、道民の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序を維持するための支出が、必要に応じ無駄なく適法かつ公正に実施・履行されて、公金が違法に使われていないかを、監視する権利と義務がある。

知事は住民の信託にこたえるため、予算にあるから執行するという安易な態度ではなく、事業及び物品の購入の必要性、効率性を念頭に置きつつ、適正な支出に努めるべきである。地方財政法が、経費はその目的を達成するための必要かつ最小限度を超えて、これを支出してはならないと規定するゆえんである。

そもそも、情報公開の基本理念は「説明責任」にある。地方自治体の行財政が住民の信託に基づき、公権力を行使し、特に財政運営は住民の租税負担義務に基づいて成り立つものである以上、知事は持っているさまざまな情報を開示して、自ら行っている諸活動を具体的に明らかにし、それを道民に説明する義務と責任がある。

以上のことから、本件処分は撤廃すべきである。

##### (3) 実施機関等の主張変更後の意見

実施機関等は、弁当代の警衛等実施の金額等情報を主張変更後も非開示としているが、非開示とする理由がない。

実施機関等は、「これらの情報が公になると、個別の警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかとなる」等主張するが、個別の食糧費以外の警備費用が不明確である以上、実施態勢の内容と対処の内容が明らかにならない限り、テロ等の犯罪を企図する者が態勢の隙をぬって犯罪を敢行したり、さらには、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめることは、不可能である。

個別の警備の種類が何十、何百あるのかを、又はそれぞれの配備につく人員が何人なのか、それとも何十人なのかは、配置につく部署と場所が明確にならない限り把握

することができない。

金額等情報を開示することによってどのようにして、実施機関等の主張するおそれが生ずるのか、具体的に事例を示し、詳細に説明するべきである。

実施機関等は、弁当代の警衛等訓練に係る時期情報及び金額等情報を主張変更後においても非開示としているが、時期情報の非開示については異議申立人は、異論を唱えるものではない。ただし、金額等情報については、非開示にする理由がない。

実施機関等は、「これらの情報が公になると、個別の警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかとなる」等主張するが、異議申立人は、警衛等訓練に関する食糧費以外の経費、訓練実施態勢の内容及び対処の内容を開示請求するものではない。公金が適正に使われているかどうか、公金が裏金として捻出されていないかを監視する権利を行使するものである。

したがって、警衛等訓練に関する食糧費以外の経費、訓練実施態勢の内容及び対処の内容が明らかにならない限り、テロ等の犯罪を企図する者が態勢の間隙をぬって犯罪を敢行したり、さらには将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれはないと判断するものである。

### 3 実施機関等の説明要旨

#### (1) 非開示理由

ア 実施機関等の本件処分時の非開示理由は次のとおりである。

犯罪の予防・捜査、その他の公共安全と秩序の維持に関する情報であり、開示することにより当該捜査及び公共安全と秩序を維持するための警察活動に支障が生ずるおそれがあるため。

イ 実施機関等が主張変更後も非開示を維持する部分及びその理由は次のとおりである。

#### (ア) 1号情報該当性

請求書作成者（担当者）の氏名及び印影は、これらの情報が公になると、特定の個人が識別され、かつ、当該個人が警察と取引を有する特定の業者の従業員であることが明らかになる。

個人の職業にかかわる情報はプライバシーに属する情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから非開示とする。ただし、債権者（業者の代表者等）が開示であって、当該請求書作成者（担当者）が債権者と同一人物である場合は開示となる。

#### (イ) 3号情報該当性

a 債権者等情報について（弁当代の捜査活動及び警衛・訓練等並びに夜食・補食の捜査活動及び警衛等実施に限る。）

これらの情報が公になると、秘匿を要する警察活動に従事する警察職員に支給される弁当の供給業者が特定され、警察活動の妨害や証拠隠滅等を企図する個人・団体等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ警察の態勢等（捜査の場合：捜査体制、着手時期・期間、対象地域、活動拠点等）が察知されるおそれがある。

b 請求書作成者（担当者）の氏名及び印影（弁当代の捜査活動及び警衛等実施



並びに夜食・補食の捜査活動及び警衛等実施に限る。)

これらの情報が公になると、当該業者の従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、秘匿を要する警察活動等が察知されるおそれがある。

- c 債権者等情報並びに請求書作成者(担当者)氏名及び印影について(留置人食糧費に限る。)

これらの情報が公になると、特定所属の留置室の収容されている被留置人に支給される弁当の供給業者が特定されることから、特定の被留置人の逃走を企てる者、あるいは証拠隠滅等を図ろうとする共犯者等から、当該業者やその従業員に対する取込み・懐柔工作等が行われ、弁当に隠語による伝言細工や異物、危険物等の混入等が行われるおそれがある。

- d 金額等情報(弁当代の警衛・訓練等に限る。)

これらの情報が公になると、個別の警衛等実施の態勢や対抗能力等が明らかとなり、テロ等の犯罪を企図する者が態勢の間隙をぬって犯罪を敢行したり、さらには、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがある。

- e 摘要欄の事件名(弁当代及び夜食・補食の捜査活動に限る。)

この情報が公になると、特定の所属において、特定の事件の捜査が行われたことや、又は行われていることが明らかとなり、犯罪を敢行した者が、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがある。

捜査活動について、事件を非開示とすれば、原則開示である時期情報及び金額情報については本件に限り開示とする。

## (2) 異議申立人に対する反論

- ア 個別の警衛・警護の実施態勢は、警衛・警護対象者と出席行事等の種別・性質等に応じて、また、警備実施の態勢は、相手方勢力や装備・携行品、攻撃対象となる個人・施設等に応じて決定されることとなるが、同一又は同規模の警衛等実施は、道内においても、反復して実施されることが多く、この場合には、警衛等実施の態勢も基本的に従前と同規模の態勢で行われる。

また、警衛等訓練は、警衛等実施の態勢が構築された時期に、警衛等実施の当日の態勢と同規模の態勢で行われるのが現状であることから、道警察においては、過去に、極左暴力集団や右翼団体等があらゆる手段を講じて警察の警衛等実施の態勢等に関する情報収集活動等を行い、態勢の間隙をついて、警衛・警護対象者に対する襲撃や個人・施設等に対する攻撃、あるいは社会・地域の秩序を混乱に陥れる各種の不法行為を敢行してきた実態を踏まえ、既に実施された警衛等実施の態勢及び警衛等訓練に関する情報についても、一切これを公にしていない。

- イ 弁当代、夜食・補食に係る金額等情報について

警衛・訓練等に動員・配置される部隊員等の弁当、夜食・補食に係る支出は、当該警衛・訓練等を行う所属において個別に取り扱われるが、当該所属及び警衛・訓練等の用務内容を開示することから、

「数量」は、警衛等実施を行った特定所属における日ごとの動員・配置部隊員等の具体的な人員体制と同一情報であり、これが公になるだけで、当該所属における具体的な警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかとなる。

「品名毎の金額」及び「小計額」は、これが公になると、単価は開示であることから、これらの金額を単価で除算することにより、当該所属における具体的な警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかとなる。

「本科目の支払（仕訳）金額」は、その額が弁当や夜食・補食の支払金額と同額の場合は、これが公になると、と同様の理由により、当該所属における具体的な警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかとなる。

「請求総額」は、警衛等実施に係る弁当や夜食・補食のみの支払である場合は、その額が弁当や夜食・補食の支払金額と同額であることから、これが公になると、と同様の理由により、当該所属における具体的な警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかになる。

さらに、警衛等実施に係る弁当や夜食・補食以外の支払を含む場合は、これが公になると、警衛等実施以外の弁当や夜食・補食の支払金額については開示であることから、「請求総額」からこれらの金額を減算することにより、と同様の理由で、当該所属における具体的な警衛等実施等の態勢や対処能力等が明らかとなる。

「科目明細書（甲）の支払金額」及び「科目仕訳書（甲）の金額」は、その額が弁当や夜食・補食の支払金額と同額の場合は、これが公になると、と同様の理由により、当該所属における具体的な警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかとなる。

「科目明細（仕訳）書（乙）の金額」は、その額が弁当や夜食・補食の支払金額と同額の場合は、これが公になると、と同様の理由により、当該所属における具体的な警衛等実施の態勢や対処能力等が明らかとなる。

以上のことから、これらの金額等情報が公になると、テロ等の犯罪を企図する者が態勢の間隙をぬって犯罪を敢行したり、さらには、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがある。